

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」関係
同政令案に対しては、

○ GPS機器を用いた位置情報の取得行為の規制に賛成する。

といった賛成の御意見がありました。

このほか、

○ スマートフォン、タブレットPC等は規制の対象になるのだろうか。

○ 新たな位置情報取得方法が開発されても対応できるよう、衛星測位技術等に限定しないほうが望ましい。

といった御意見がありました。

本政令案は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項第1号及び第2号に規定する位置情報無承諾取得等の規制に係る位置情報記録・送信装置の範囲、位置情報の取得方法及び位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為について定めるものです。

このうち位置情報記録・送信装置の範囲については、最近におけるストーカー事案において、広く一般に普及しているGPS機器等を用いて位置情報の無承諾取得等が行われている状況に鑑み、「衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置」と規定するものです。よって、スマートフォンやタブレット型端末等のGPS機器等は位置情報記録・送信装置に該当することとなります。

今後の技術の進展に伴い、ストーカー行為等の実態として衛星測位の技術以外の技術を用いた機器による位置情報の取得が行われることも考えられるところ、位置情報記録・送信装置の範囲については、政令で規定することとされていることから、今後の技術の進展やそれに伴う手口の変化等を踏まえ、必要に応じて政令改正により機動的に規制措置を講じてまいります。

2 「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」

関係

同規則案に対しては、申出書の様式について、

- 盗み見を防ぐ観点や、先入観を持った取扱いにならないようにする観点から、冒頭に記載される申出人に関する内容を末尾に記載するような様式にするべきである。
- 性別欄があるために警告等の申出をためらったりすることがないよう、性別欄を削除してほしい。あるいは、記入は任意である旨を注記するか、「性別(住民票上)」と明記してほしい。

といった御意見がありました。

申出人に関する情報が申出書の冒頭に記載されていることに起因した問題はこれまでのところ特段生じていないと把握しており、現時点では、申出人に関する情報を末尾に記載する様式とする必要性は特段ないと考えておりますが、申出人の秘密を保持し、その申出が先入観なく適切に取り扱われるべきことはもとより当然であり、引き続き都道府県警察を指導してまいります。

申出書の性別欄については、その書面上、申出人に性別を明らかにしていただく必要はないことから、これを削除することとしました。

3 その他

本命令案に対する直接の御意見ではありませんが、現行の法制度に関する御意見、指導取締りに関する御意見、ストーカー加害者の更生に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。